

## 「洗たくマグちゃん」の消費者庁の措置命令について

### 1. 消費者庁に認定された事実

弊社は、遅くとも令和2年7月30日以降、「洗たくマグちゃん」、「ベビーマグちゃん」及び「ランドリーマグちゃん」(以下、「本件商品」)について、例えば容器包装において「洗剤を使わなくても大丈夫なお洗濯」、「部屋干しのイヤな臭いをスッキリ解消!」、「菌の抑制」及び「除菌試験により99%以上の抑制効果が確認されています」等と表示することにより、あたかも、本件商品を使用して洗濯すれば、本件商品の効果により、洗濯用洗剤を使用して洗濯した場合と同程度に洗浄する効果、部屋干し臭の発生を防止する効果、及び菌を99%以上除菌する効果が得られるように示す表示をしておりました。

消費者庁からは、これらの表示が、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するとの指摘を受けました。

### 2. 措置命令の内容

弊社が受けた措置命令の概要は、以下のとおりです。

- ① 前記の事実について、消費者庁長官の承認を受けた方法にて一般消費者に周知徹底すること
- ② 今後、本件商品または同種の商品の取引に関し、上記と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを役員・従業員に周知徹底すること
- ③ 今後、本件商品または同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、上記と同様の表示をしないこと
- ④ ①に基づいて行った周知徹底及び②に基づいて行った措置を消費者庁長官に文書をもって報告すること

### 3. 弊社の取組

弊社は、お客さまならびに関係各位に大変ご迷惑をおかけしたことを真摯に受け止め、以下のとおり、広告表示の適正化に向けて対策を実施いたします。

#### (1) 表示の修正と改善

本件商品の広告表示のパッケージを刷新するほか、消費者庁より指摘を受けた表示に関して、速やかにウェブサイト等の修正・改善を致します。

#### (2) お客さまへの周知

消費者庁の承認を得たうえで、毎日新聞及び産経新聞(いずれも朝刊の予定)に謹告文を掲載し、周知致します。

#### (3) 原因と再発防止策

##### ① 原因

誤った表示が行われた原因は、社内の試験設備及び環境が十分でなかったため、本件商品の洗浄・除菌・消臭効果に関する実証実験の内容、条件、範囲等に、実際の商品の使用環境と異なるもの等があったこと、広告表示の内容に実証実験の結果と合致しないものがあったため、適切な広告表現を行うことができていなかったことにあります。

## ② 再発防止策

### ア 広告チェック体制の強化

再発を防止するため、広告表示に関する社内マニュアルの拡充、表示の裏付けとなる合理的な根拠情報の管理徹底等、社内の広告チェック体制の一層の強化を実施いたします。

### イ 役員及び従業員の教育、研修

全役員及び従業員に、本件事案の内容、景品表示法違反が生じた原因、及び再発防止策を周知徹底致します。また、全役員及び営業部門、研究開発部門、広報部門の表示に係る従業員に対し、表示に係る法令についての教育・研修を継続的に実施致します。

なお、弊社は既に、本件の再発防止策を実施する旨及び景品表示法その他の法令に違反する表示を行わない旨を本年4月の取締役会にて決議しております。

適切な広告表現を行うことができておらず、本件商品をご購入いただいたお客様はじめ、関係各位に多大なご迷惑をおかけしましたこと、お詫び申し上げます。

弊社は、今回の措置命令を真摯に受け止め、今後は、消費者の皆様にご迷惑を与えないよう、該当表示箇所の修正を行うほか、広告表示が商品の内容に合致していることについての検証を十分に行うなど広告表示の適正化に努めて参ります。また、再発防止のための管理体制の一層の強化・徹底に取り組んで参る所存です。